

学校法人神奈川大学ガバナンス・コードの取組に対する適合（遵守）状況

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
(1) 建学の精神	「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神に基づく人材を育成するよう努めている。建学の精神及び建学の精神に基づく人材像については、公式ホームページや各種印刷物により受験生及び学生のみならず広く周知している。
(2) 建学の精神に基づく人材像	
(3) 建学の精神に基づく学生の募集	創立者米田吉盛の教育理念を継承した「神奈川大学給費生制度」については、全学部・全学科を対象に全国23会場において12月22日に実施する予定である。
1-2 教育と研究の目的（神奈川大学の使命）	
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	
① 神奈川大学の教育目的及び研究目的	神奈川大学は、建学の精神や理念に基づき、教育研究上の目的を定め、それらを具体化するための「神奈川大学の学士課程教育に関する基本方針（3つのポリシー）」を策定している。また、この大学の方針を受け、全学部・学科、研究科・専攻の方針を策定している。
② 各学部の教育目的	各学部規程第2条において、各学部の教育研究上の目的を規定している。それらは、公式ホームページ「本学の情報」サイト内「神奈川大学の基本方針」や募集要項等に掲載することで周知を図る等、広く社会に公表している。
(2) 中期的な計画（5年間をもとに適宜修正）の策定と実現に必要な取組について	
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえた中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的な計画の検討・策定・改定をします。	「知の拠点」に相応しい、社会の変化を見据えた教育組織の構築、時代の変化に対応する教育研究環境の向上を最重点項目とし、認証評価の結果を踏まえて、中期計画を編成している。 2024年4月に、2024年度から2028年度までの5ヵ年の中期計画を「中期計画（2024-2028）」として新たに策定いたしました。
⑥ 中期的な計画に盛り込む主な事項	創立100周年に向けた「将来構想実行計画（2018-2028）」の集大成となります。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、毎年度、キーワード及び重点事業を選定し、進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	事業計画書及び事業報告書を毎年度作成し、中期的な計画の進捗状況や財務状況について点検している。
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	理事及び監事や教職員は、文部科学省他、私学団体等が主催する研修会等に参加する等し、経営能力を高めている。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	人材養成については、年次計画「SD（職員研修）一覧」において、若年層対象の他部署業務理解研修を実施するほか、部署毎に夏季部課別研修においてテーマ別研修を実施している。また、eラーニング形式で高等教育基礎研修の機会を提供し、受講を推進している。 人材確保については、新卒定期採用を実施する他、年齢構成比の補正や未整備事業及び新規事業等に対応するため、即戦力となる既卒採用を実施している。
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組を徹底します。	法人及び教学役職者で構成する学校法人神奈川大学基本問題委員会において、本法人の基本理念及び中期的な計画を含む将来構想を策定し、それに基づく具体的諸施策を審議している。
(3) 私立大学の社会的責任等	
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	財務情報や点検・評価活動及び格付等の外部評価結果等について公表し、厳正な運営を図るよう努めている。
② 学生の利益を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の確保人、同窓生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	設置学部、学生生活、教育、研究支援、校友等の学内内部局及び学外諸機関との連携の総合窓口となる組織を機能させ、ステークホルダーとの良好な関係を構築し、公共性・地域貢献等を念頭においた様々な連携活動を進めている。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に示された基本的な考え方に即した障がいや理由とする差別の解消に必要な環境の整備等を実施します。	ダイバーシティ推進室を設置し、ダイバーシティの推進に向けた取組みを進めている。また、2017年3月に策定した「神奈川大学障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき実施している。2023年4月に、障がいのある学生を支援する担当部署として「学生ケア・サポート課」を新設し、支援体制の充実を図る環境を整備するとともに、適切な支援を実施している。
第2章 安定性・継続性（学校法人神奈川大学運営の基本）	
2-1 理事会	
(1) 理事会の役割	
① 意思決定の議決機関としての役割	理事会の役割は寄附行為において明確に規定し、学校法人の最高決定機関として決し、理事の職務執行を監督している。
② 理事会の議決事項の明確化等	理事会において審議・決定する本法人における重要事項は、寄附行為施行規則第13条において規定し、理事会において報告及び審議・決定された事項及びその他の事項については、議事録に記録し、保管している。また、理事会で承認された事項は、各部署長宛に事務連絡として通知を出すことや、教学会議及び教職員が閲覧できる資料に掲載することで情報共有している。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督	寄附行為施行規則第13条第1号において、理事会がこの法人及びこの法人が設置する学校の管理・運営方針に関することを審議することについて規定しており、理事会における報告及び審議・承認事項として、理事及び大学運営責任者の業務執行状況を監督している。
④ 学長への権限委任	学長を職務上の理事とし、法人全体を見据えながら、学長が校務を掌るに必要な権限を委ねている。
⑤ 実効性のある開催	寄附行為第17条第4項において、理事会は毎月定例的に2回開催することについて規定している。会議開催1週間前に開催通知の発送とクラウド上に配置したBOXフォルダに資料を配置することで審議事項の事前共有を図っている。
⑥ 理事及び監事（以下「役員」といいます。）がその任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、又はその職務を行う際に悪意若しくは重大な過失により第三者に損害を与えた場合には、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	2024年度における遵守状況確認時において、役員がその任務を怠りその任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、又はその職務を行う際に悪意若しくは重大な過失により第三者に損害を与えた事例はない。
⑦ 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	2024年度における遵守状況確認時において、役員が連帯して責任を負う事例はない。
⑧ 役員の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任を減免できる旨の規定を整備しています。	理事・監事の学校法人に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の免除及び非業務執行理事等との間で責任限定契約を締結することができるよう寄附行為において規定している。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決のみならず、議事に加わることができません。	寄附行為第18条第6項において、自己に特別の利害関係を有する事項については、その議事に加わることができないとしている。
2-2 理事	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	
① 理事長は、本法人を代表し、その職務を総理します。	寄附行為第12条において、理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表することについて規定している。
② 理事長を補佐する理事として、副理事長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めています。	寄附行為第12条の3及び寄附行為第16条において、副理事長及び常務理事の職務について規定している。また、寄附行為14条に基づき、理事会において理事長職務代行者を決定している。
③ 理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。	寄附行為第10条において、役員解任について規定している。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。	私立学校法に基づき、理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行うこととし、また、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととなるため、寄附行為第19条の2及び第19条の3において、責任の免除及び責任限定契約について規定している。2024年度における遵守状況確認時において、責任の免除及び責任限定契約に係る事例はない。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	
⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。	2020年度の私立学校法改正時に、私立学校法第40条の5の準用規定において、理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとすることが規定されたが、特に寄附行為に規定せずとも良いとのことであったため現時点では寄附行為には規定していないが、ガバナンス・コードにおいて記載している。
⑦ 本法人と理事の利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承諾を受ける必要があります。	理事・監事の競業及び利益相反取引については、毎年度、調査票の提出を義務付けている。
<b>(2) 理事の役割</b>	
① 理事は、その知識・経験・能力を活かし、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、本法人の教育・研究・経営力・マネジメントの強化について、さまざまな視点から意見を述べ、理事会の議論の活性化に大きく寄与するなど、理事としての業務を遂行します。	多角的・俯瞰的視野を持って意見を述べるができる理事を選任している。学内理事には、職務上の理事である学長・事務局長に加え、業務量等に配慮し、附属学校長や学部長の他、総合大学として文系理系の教授職から選任している。学外理事については、企業や自治体において重要な役職を歴任した者や本学及び学外の名誉教授を選任している。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量等に配慮しつつ理事としての業務を遂行します。	
③ 学外の理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	理事・監事に対し、審議事項等を記載した開催通知を電子メールにて理事会開催1週間前に通知している。また、当該会議資料については、クラウド上に配置したBoxフォルダを通じて、関連会議での承認を得たものから順次公開することで、会議前に審議内容について検討する時間を確保している。
③ 理事への研修機会の提供と充実	理事会における報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有するほか、理事及び監事を対象とした研修会を開催している。新任理事に対しては、日本私立学校振興・共済事業団主催の研修会等、研修機会の提供に努めている。
<b>2-3 監事</b>	
<b>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</b>	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	2024年度における遵守状況確認時において、監事が善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う事例はない。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席できます。	寄附行為第19条第2項において、監事は理事会及び常務理事会に出席し、意見を述べるができることについて規定しており、月2回開催する理事会及び年3～5回開催する評議員会に出席している。常任監事については、毎週開催する常務理事会にも出席している。
③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	寄附行為第19条において、監事は本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、理事に対し意見を述べることに規定している。
④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。	寄附行為第19条において、監事は本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告すること、理事会・評議員会の招集を請求することについて規定している。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	寄附行為第19条第4項において、監事は理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することについて規定している。
<b>(2) 監事の選任</b>	
① 監事の独立性を確保する観点重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	寄附行為第7条において、監事は評議員会の議決を経て理事長が選任することについて規定している。
② 監事は3名置きます。また、監事の監査機能の充実及び向上のため、その内の1名を常任監事としています。	寄附行為第5条において、監事を3名置くことについて規定している。また、常任監事選任規程に基づき、選任された監事のうち1名を常任監事とし、理事会において報告している。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	寄附行為第9条において、監事を含む役員の任期について規定している。
<b>(3) 監事監査基準</b>	
① 監査機能の強化のため、学校法人神奈川大学監事監査規程を作成します。	学校法人神奈川大学監事監査規程は、監事監査に係る業務の担当部署である内部監査室に確認を得て、規程変更等を滞滞なく行っている。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	学校法人神奈川大学監事監査規程第10条第1項に基づき、監事は、あらかじめ年度の監査計画を立案し、理事長に通知している。また、同条第2項に基づき、監査実施に際しては、被監査部門に文書により通知している。
③ 監事は、学校法人神奈川大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	学校法人神奈川大学監事監査規程第4条第1項に基づき、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎年度監事監査を実施している。規程第11条第1項に基づき、監査結果を記載した監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し報告の上、公式ホームページ上で公表している。
<b>(4) 監査業務を支援するための体制整備</b>	
① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。このため、監査連絡会を置きます。	学校法人神奈川大学監事監査規程第14条に基づき、監査連絡会を設置し、定期的に監事、公認会計士及び内部監査室の三者で、監事の監査業務に係る重要事項の連絡、意見交換及び情報交換を行っている。
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	監事監査を適正かつ効率的に運営するため必要な事項を協議するとともに、学内動向等の情報共有及び監事間の連携の深化を図るため監事会を設置し、定期的に監事3人による会議を開催している。
③ 監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	一般社団法人大学監査協会の研究会議等、研修機会の提供に努めている。
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	理事・監事に対し、審議事項等を記載した開催通知を電子メールにて理事会開催1週間前に通知している。また、当該会議資料については、クラウド上に配置したBoxフォルダを通じて、関連会議での承認を得たものから順次公開することで、会議前に審議内容について検討する時間を確保している。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	監事3人に対し、秘書業務については秘書室、監査等の業務については内部監査室の職員が、各々サポートを行っている。
<b>2-4 評議員会</b>	
<b>(1) 議決機関としての役割</b>	
② 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	評議員会出席者に対し、審議事項等を記載した開催通知を電子メールにて評議員会開催1カ月前に通知している。また、当該会議資料については、クラウド上に配置したBoxフォルダを通じて、関連会議での承認を得たものから順次公開することで、会議前に審議内容について検討する時間を確保している。そのため、審議事項のみならず、報告事項においても質疑を設定し、活発な意見交換がなされている。なお、評議員会には職務上の理事及び評議員外理事もオブザーバーとして出席している。
③ 評議員会は、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	
④ 評議員会は、選挙によって監事を選出し、理事長がこれを選任します。	寄附行為第10条において、監事の選任について規定し適切に運営されている。
<b>2-5 評議員</b>	
① 評議員の選任	寄附行為第21条において、評議員の選任について規定し適切に運営されている。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実	評議員会における報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有しているほか、評議員を対象とした研修会を開催している。
<b>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</b>	
3-1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	神奈川大学学則第5条の2において、学長の役割を明確にしており、学長は神奈川大学学則第1条に掲げる目的を達成するため、大学を代表し、校務をつかさどり、所属教職員を統督することを定めている。また、公式ホームページや「学園ニュースかながわ」など各種刊行物等において学長からのメッセージを掲載することで情報発信に努めている。
(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）	神奈川大学学則第5条の2第3項及び第5項において、副学長及び学長補佐の役割について規定し、学長を補佐する体制を構築している。 神奈川大学学則第5条の2第2項において、学部長の役割について規定し、学部に関する校務を適切に運営している。
3-2 評議会及び教授会	
(1) 評議会の役割（学長と評議会の関係）	神奈川大学学則第6条第3項及び神奈川大学評議会規程第5条において、学長及び評議会の役割を規程し、適切に運用している。
(2) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	神奈川大学学則第6条の2において、教授会について規定し、適切に運営されている。
<b>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</b>	
4-1 学生に対して	
(1) 3つの方針（ポリシー）を始めとする各種方針の策定	3つのポリシーをはじめ各種方針を定め明確にしており、ホームページ、大学案内等で広く公表しているが、学長・副学長や学部長等で構成する教学マネジメント全学委員会がこれを統括している。
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	本学の教育理念並びに各学部及び各研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し、本学学生の参画を得て、組織的な研修及び研究を実施するとして推進している。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	
① ボード・ディベロップメント：BD	
ア 副理事長及び常務理事は、寄附行為等関連規程、事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度実行します。	学校法人神奈川大学ガバナンス・コードの取組に対する適合（遵守）状況の確認や予算及び決算時における事業計画及び事業報告により、PDCAサイクルを回している。
イ 監事は、毎年度策定する監査計画及び監査報告書を理事会に報告します。	毎年度、監事監査計画及び定期的監事監査報告書並びに重点事項監事監査報告書について、理事会に提出し、報告を行っている。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD	
ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質確保の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度実行します。	本学の目的及び理念並びに基本方針に基づき、体系的かつ組織的な教育研究体制を整備し、並びに教育研究活動の成果の適切な点検・評価の実施及び教育改善のための活動を推進することで、本学における教育の質保証及びその水準の向上をはかるため、教育支援センターを設置している。教育支援センターは、本学の目的及び理念に照らして、自らの教育研究活動等の状況について点検し、現状を正確に把握・認識した上でこれを評価し、その結果をもとに改善に努める活動を行う自己点検・評価全学委員会を組織し、教学マネジメント全学委員会と緊密に連携しPDCAを実行している。
イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進します。	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するFD活動を行うため、教育支援センターにFD・SD推進部会を置き、教学マネジメントを支える基盤として活動を行っている。
③ スタッフ・ディベロップメント：SD	
ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。	大学の管理運営及び教育に関する資質向上のためのSDの取組みを強化することについて、中期計画（2024-2028）に掲げている。
イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。	教育職員については、階層的な研修や基盤を形成するための研修を計画的に実施している。事務職員については、SD推進に係る基本方針と年次計画「SD（職員研修）一覧」を作成周知し、計画的かつ体系的な研修を実施している。
ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	年次計画「SD（職員研修）一覧」において、若年層対象の他部署業務理解研修を実施するほか、部署毎に夏季部課別研修においてテーマ別研修を実施している。また、eラーニング形式で高等教育基礎研修の機会を提供し、受講を推進している。
4-3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	2009年度、2015年度、2021年度に大学基準協会による大学評価を受審し、いずれも「適合」の認定を受けている。
① 認証評価	
平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	2021年度に第3期認証評価を受審し、「適合」の評価は得られたが、5つの改善課題が付されたため、2025年の改善報告書提出に向けて、それぞれの検討を進めている。
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施	
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	各組織ごとに自己点検・評価を実施するため、学部等自己点検・評価実施委員会を置き、当該各組織に係る自己点検・評価の実施計画の策定、実施及びその報告書を作成し、自己点検・評価全学委員会へ提出する。自己点検・評価全学委員会はそれを集約し教学マネジメント全学委員会を通じて学長へ提出するとともに、教育支援センターにより当該各組織には教育研究活動等の継続的な改善の支援を行っている。
③ 学内外への情報公開	
自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究を始めとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	私立大学における高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たすべく、ステークホルダー（学生・保証人、同窓生、教職員等）のみならず、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、日常の情報発信に努めると共に、各種刊行物の発行、公式ホームページ内に情報公開サイト「本学の情報」を置くなど、学内外に向けた情報公開を積極的に行っている。
④ 格付	
財務状況に係る外部評価として、株式会社日本格付研究所による格付を継続的に受審してまいります。	2024年3月6日付で公表した通り、学校法人神奈川大学は株式会社日本格付研究所から引き続き長期発行体格付「AA(ダブルAフラット)」を取得し、また、格付の見直しは、「安定的」とされた。
(2) 社会貢献・地域連携	
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	学外諸機関との積極的な接続により、地域社会への理解を深め、地域社会が有する諸課題の解決に向けて、本学の教育・研究活動の多様な成果を社会に還元している。
② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	港湾海洋都市である横浜における「知の拠点」「産官学連携拠点」として、研究機関「海とみなと研究所」を設立する等、自治体および業界団体との連携に努めている。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	本学では教育・研究活動の成果を社会に還元すべく、前身の横浜専門学校時代から市民に開かれた講座を開講している。現在はエクステンションセンターにおいて、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、ニーズに応じた多彩な講座の開講・運営を行っている。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。	「大規模地震発生時の減災応援協力に関する覚書」に基づく協議会を開催するほか、相互の訓練に参加するなど、地域全体の被害の軽減を図るため、日頃から協働体制の構築に努め、減災活動に取り組んでいる。
⑤ ボランティア活動支援室を設置し、学生のボランティア活動の支援および推進を図っています。	ボランティア活動支援室では、主にボランティアへの参加を希望する学生に向けて活動の場やボランティア情報の紹介を軸に活動しており、学生ケア・サポート課では、学生の自主的活動の支援を行っている。
⑥ 社会連携センターをみなとみらいキャンパスに設置し、国際都市・横浜の最先端地区である「みなとみらい」の立地を生かし、周辺企業や国際機関、官公庁等の外部機関との連携を強化し、社会連携・社会貢献活動を戦略的に展開します。	学外諸機関の総合窓口となる社会連携センターの設置により、総合大学としての本学の特色を踏まえ、国際都市・横浜の最先端地区である「みなとみらい」の立地を生かし、周辺企業や国際機関、官公庁等の外部機関と連携した質の高い教育・研究活動を積極的に推進している。

(3) SDGsへの取組	SDGsは本学の使命に合うものであるため、2018年9月に公表した「神奈川大学ダイバーシティ宣言」において、世界の恒久平和と人類の幸福の実現に貢献できる良識ある市民を育成し、社会に存在する差別や偏見の根源的な解明と解決をめざすことを掲げているが、このダイバーシティの推進をはじめとして、SDGsの達成に向けた教育・研究を推進するとともに、自治体との包括連携協定や大学間連携協定に基づき、地域社会の課題を解決するなど、SDGsへの取り組みを強化している。 特に、教育、研究活動を通じて自治体・地元コミュニティとの連携をより一層強化し、学生、教職員によるSDGsへの主体的な関わりを醸成する取り組み（神奈川大学SDGsアワード等）を推進し、持続可能な社会システムの構築、地域社会の課題解決に貢献できる人材を育成している。
4-4 危機管理及び法令遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	各種危機管理マニュアルを策定するとともに、教職員へ大規模災害を想定した訓練をはじめ、危機管理講習会等を実施するなど、さまざまなリスクに備えるための体制づくり、防止対策に努めている。 ハラスメントの防止に関しては「学校法人神奈川大学ハラスメント対策に関する規程」に基づき、ハラスメント対策委員会を設置するとともに、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」をホームページ等で周知している。 個人情報保護につき規程等の体制を整備し、情報漏洩に際しては国の機関とも連携し適切に対応している。 公的研究費の不正使用防止等に関しては、神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程により明確に規定するとともに、研究費マニュアルを作成し、研究者等、関係教職員に配布している。加えて、教職員に対し不正防止、研究倫理、コンプライアンス遵守に関する説明会を行うなど、啓発活動に努めている。
(2) 法令遵守のための体制整備	法人に係る登記及び各種諸届を適切に行っている。また、学校法人のコンプライアンスに関する事務所管を法務部と定め、学内各組織による法令等遵守への取り組みをより推進すべく体制を構築している。 公益通報者保護法に基づき策定した「学校法人神奈川大学公益通報者の保護等に関する規程」に則り、通報者の保護を図るため、公益通報または相談の受付窓口を学内（法務部法務課）及び学外（本法人が指定する外部機関）への設置や公益通報対応業務従事者を定める等、公益通報の取扱いに関する体制を構築している。
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公開	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報について公式ホームページ内「本学の情報」で公開している。また、法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により項目を定めて、積極的に公開している。 また、ホームページでの公開のほかにも、大学案内、広報誌等冊子形態で刊行しているものもあり、対象者に配布されるほか、担当部局において閲覧に供している。なお、情報の公開にあたっては、解説を加えるなど、対象とするステークホルダーの理解を深めるよう工夫をしている。
(2) 自主的な情報公開	
(3) 情報公開の工夫等	
第6章 附属学校に関するガバナンス・コード	
附属学校のガバナンス・コードは、学校法人神奈川大学の策定したガバナンス・コードを基本として運営されている。附属学校では、校務運営委員会において日々の運営方針を決定している。附属学校全教員の集会である教員会や各種委員会において協議し、ガバナンス・コードの遵守状況に係る問題の発生を未然に防ぐための注意喚起を行っている。	